

## 第155号議案

### 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「行政職給料表」の次に「（以下本則において「行政職給料表」という。）」を加える。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるもの（以下「行9級相当教職員」という。）に対しては、支給しない。

第16条第2項中「みち」を「途」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第16条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるもの（以下「行8級相当教職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第17条第1項中「がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当教職員から行9級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、

「（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（行9級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び行9級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行9級相当教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行9級相当教職員から行9級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級相当教職員以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（行9級相当教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「行9級相当教職員以外の教職員から行9級相当教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級相当教職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行9級相当教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受け

ている教職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級相当教職員が行9級相当教職員以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級相当教職員が行8級相当教職員及び行9級相当教職員以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で行9級相当教職員以外のものが行9級相当教職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で行8級相当教職員及び行9級相当教職員以外のものが行8級相当教職員となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第20条第2項中「同条例別表第1に掲げる」を削る。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第5条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,084	172,075	261,482	290,647	408,213
	2	157,593	174,187	263,996	293,262	409,722
	3	159,101	176,299	266,309	296,178	411,230
	4	160,610	178,511	268,622	298,692	412,739
	5	162,319	180,523	271,237	301,207	414,147
	6	164,230	182,735	273,650	303,620	415,555
	7	166,041	184,948	275,863	305,933	417,063
	8	167,851	187,160	278,076	308,347	418,672
	9	169,661	189,473	280,389	310,761	420,080
	10	171,773	192,289	282,702	313,376	421,488
	11	173,784	195,005	285,115	316,091	422,896
	12	175,796	197,720	287,328	319,008	424,204
	13	177,807	200,637	289,742	321,522	425,511
	14	180,020	202,346	291,854	323,533	426,919
	15	182,232	204,056	293,764	325,545	428,327
	16	184,445	205,766	295,776	327,858	429,735
	17	186,758	207,576	297,988	330,070	430,942
	18	189,373	209,286	300,503	332,283	432,249
	19	191,887	210,995	303,017	334,596	433,456
	20	194,401	212,604	305,732	336,708	434,764
	21	196,916	214,415	308,045	339,021	435,870
	22	198,625	216,326	310,660	341,234	437,077
	23	200,335	218,236	312,973	343,547	438,384
	24	202,045	220,147	315,689	345,860	439,692
	25	203,553	221,857	318,304	347,771	440,999
	26	205,162	223,868	320,617	349,581	442,206
	27	206,771	225,880	323,030	351,492	443,211
	28	208,280	227,891	325,243	353,402	444,318
	29	209,990	229,802	327,556	355,213	445,525
	30	211,699	232,517	329,567	357,023	446,329
	31	213,409	235,233	331,780	358,733	447,134
	32	215,119	237,948	333,992	360,644	448,039
	33	216,627	240,563	336,004	362,253	448,944
	34	218,337	243,379	338,116	363,962	449,447
	35	220,047	245,994	340,228	365,672	449,950
	36	221,756	248,709	342,239	367,482	450,453
	37	223,265	251,223	344,251	369,393	450,955

	38	224,975	253,738	346,161	370,902
	39	226,684	256,252	348,173	372,410
	40	228,394	258,565	350,084	374,019
	41	230,003	261,280	351,894	375,226
	42	231,713	263,694	353,704	376,634
	43	233,322	265,907	355,514	378,042
	44	234,931	268,119	357,224	379,551
	45	236,641	270,332	359,034	381,059
	46	238,149	272,544	360,744	382,668
	47	239,557	274,757	362,253	384,277
	48	240,965	276,768	363,862	385,786
	49	242,373	279,081	365,169	387,194
	50	243,781	281,093	366,678	388,703
	51	245,290	283,003	368,287	390,211
	52	246,497	285,015	369,896	391,619
	53	247,603	286,825	371,405	392,826
	54	249,011	289,239	372,913	394,133
	55	250,218	291,552	374,422	395,240
	56	251,425	294,066	375,930	396,346
	57	252,631	296,178	377,439	397,754
	58	253,838	298,692	378,847	398,961
	59	254,944	301,006	380,255	400,168
	60	256,151	303,721	381,562	401,475
	61	257,559	306,135	382,467	402,682
	62	258,766	308,548	383,674	403,687
	63	259,973	311,063	384,881	405,095
	64	260,878	313,376	385,987	406,403
	65	261,884	315,689	386,892	407,610
	66	263,292	317,901	388,099	408,716
	67	264,700	320,013	389,105	409,923
	68	266,208	322,226	390,211	411,029
	69	267,817	324,438	391,418	412,035
	70	269,326	326,550	392,424	413,242
	71	270,835	328,763	393,530	414,448
	72	272,242	330,774	394,737	415,655
	73	273,349	332,886	395,742	416,259
	74	274,556	334,998	396,849	417,063
	75	275,863	337,211	397,955	417,767
	76	277,070	339,423	399,061	418,270
再任用	77	278,478	341,234	399,966	418,572
教職員	78	279,584	343,144	400,872	418,974
以外の	79	280,791	345,055	401,877	419,376
教育職	80	281,998	346,865	402,883	419,779
員					

81	283,205	348,676	403,687	420,080
82	284,110	350,486	404,492	420,483
83	285,317	352,095	405,196	420,885
84	286,523	353,905	406,001	421,187
85	287,529	355,213	406,705	421,488
86	288,434	356,822	407,509	421,891
87	289,339	358,330	408,213	422,293
88	290,345	359,839	408,917	422,595
89	291,451	361,247	409,521	422,896
90	292,356	362,554	410,225	423,198
91	293,262	363,962	410,727	423,500
92	294,167	365,370	411,431	423,701
93	294,569	366,879	411,834	423,902
94	295,273	368,186	412,236	
95	295,977	369,494	412,538	
96	296,782	370,701	412,839	
97	297,586	371,706	413,141	
98	298,391	372,712	413,443	
99	299,195	373,718	413,744	
100	299,899	374,723	413,946	
101	300,804	375,628	414,147	
102	301,307	376,634	414,448	
103	301,810	377,640	414,750	
104	302,313	378,646	414,951	
105	302,514	379,450	415,152	
106	302,916	380,355	415,454	
107	303,218	381,260	415,756	
108	303,419	382,266	415,957	
109	303,620	383,071	416,158	
110	303,821	384,076	416,460	
111	304,123	385,082	416,762	
112	304,425	386,088	416,963	
113	304,626	386,691	417,164	
114	304,827	387,596	417,466	
115	305,028	388,501	417,767	
116	305,330	389,407	417,968	
117	305,632	390,211	418,170	
118	305,933	390,915		
119	306,235	391,720		
120	306,537	392,524		
121	306,637	393,128		
122	306,839	393,932		
123	307,140	394,636		
124	307,442	395,340		

	125	307,643	395,944			
	126		396,648			
	127		397,150			
	128		397,754			
	129		398,458			
	130		399,061			
	131		399,564			
	132		400,067			
	133		400,369			
	134		400,670			
	135		400,972			
	136		401,274			
	137		401,576			
	138		401,877			
	139		402,179			
	140		402,481			
	141		402,782			
	142		403,084			
	143		403,386			
	144		403,687			
	145		403,889			
	146		404,190			
	147		404,492			
	148		404,693			
	149		404,894			
	150		405,196			
	151		405,498			
	152		405,699			
	153		405,900			
	154		406,202			
	155		406,503			
	156		406,705			
	157		406,906			
再任用 教職員		225,679	271,840	298,994	325,444	406,705

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額、この表に定める額に7,542円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

### ( 施行期日等 )

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項、第 16 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条及び第 20 条第 2 項の改正規定並びに附則第 8 項から第 10 項までの規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第 5 条第 1 項、第 16 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条及び第 20 条第 2 項の改正規定を除く。次項及び附則第 5 項において同じ。）による改正後の給与条例の規定及び附則第 5 項から第 7 項までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

### ( 給与の内払 )

3 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成 28 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### ( 適用日前の異動者の号給の調整 )

4 平成 28 年 4 月 1 日（以下この項及び次項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### ( 平成 26 年改正条例附則の規定の適用を受ける教職員の給料の額の特例 )

5 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年島根県条例第 53 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 項の規定の適用を受ける教職員（同項に規定する特定教育職員に限る。）で、この条例による改正後の給与条例附則第 9 項本文の規定により定められる給料月額と平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により定められる給料の額との合計額が、この条例による改正前の給与条例附則第 9 項本文の規定により定められる給料月額と平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により定められる給料の額との合計額

に達しないこととなるものの同項の規定による給料の額は、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、その差額に相当する額を加えた額とする。

6 平成26年改正条例附則第7項の規定の適用を受ける教職員について、前項の規定の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第7項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

7 平成26年改正条例附則第8項の規定の適用を受ける教職員について、前2項の規定の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の給与条例第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、この条例による改正後の給与条例第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるもの(以下「行8級相当教職員」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(行9級相当教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行

9 級相当教職員から行 9 級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行 9 級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母

「(2) 扶

等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは (3) 扶

(4) 扶

養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員と養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最

なつた場合（前号に該当する場合を除く。）

場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除

く。）

と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級相当教職員にあつては、扶養親

」

族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行 9 級相当教職員から行 9 級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定によ

る届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級相当教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級相当教職員以外の教職員から行 9 級相当教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級相当教職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

9 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、この条例による改正後

の給与条例第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、この条例による改正後の給与条例第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるもの（以下「行8級相当教職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当教職員から行9級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教職員から行9級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級相当教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当教職員以外の教職員から行9級相当教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級相当教職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

10 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、この条例による改正後の給与条例第16条第1項ただし書並びに第17条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、この条例による改正後の給与条例第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行8級相当教職員」とあるのは「行8级以上相当教職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当教職員から行9級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教職員から行9級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級相当教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当教職員以外の教職員から行9級相当教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級相当教職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族た

る子に限る。 ) 」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行 8 級相当教職員が行 8 級相当教職員及び行 9 級相当教職員」とあるのは「行 8 級以上相当教職員が行 8 級以上相当教職員」と、同項第 6 号中「行 8 級相当教職員及び行 9 級相当教職員」とあるのは「行 8 級以上相当教職員」と、「が行 8 級相当教職員」とあるのは「が行 8 級以上相当教職員」とする。

( 教育委員会規則への委任 )

- 11 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。